日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連会議で歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとしつつ、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。

また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに日本国民や全世界の人々が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な条約である。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への署名・批准が開始されて以降、条約署名国は、 84か国、批准国は46か国となり、発効に必要な条件の50か国まで残り4か国となって いる。

うるま市議会は、2017年6月27日に「核兵器禁止条約制定に賛成投票し、核兵器のない平和社会の実現を求めることに関する意見書」を提出しており、日本が唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、核兵器全面禁止及び廃絶に真剣に取り組むよう求めるものである。

よって、うるま市議会は、日本政府及び国会に対して、下記のとおり強く要請する。

記

- 1 日本政府は、速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 国会は、核兵器禁止条約署名後、速やかに批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月5日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣